

資料NO安衛25-

基発第0224004号

平成18年2月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

労働安全衛生規則第5条第1号の厚生労働大臣が定める  
研修に係る具体的事項について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第1号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第5条第1号及び労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成18年厚生労働省告示第24号。以下「告示」という。）により、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）以降は、労働安全コンサルタント及び施行日までに安全管理者として労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第11条第1項に規定する事項の管理を行った経験年数が2年以上である者を除き、安全管理者の資格要件として、労働安全衛生規則第5条第1号の厚生労働大臣が定める研修（以下「安全管理者選任時研修」という。）を修了していることが追加された。

今般、安全管理者選任時研修に関し、告示第3号に基づき、その実施について必要な事項を下記のとおり定めるので、その周知を図る等、その施行に遺漏のないようにされたい。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生規則第5条第1号の厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について  
(略)

1 第1号関係

(1)安全管理者選任時研修の科目の範囲等

ア 安全管理者選任時研修は、次の表の科目の欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の範囲の欄に掲げる範囲について行われるもの(施行日前に行われるものを含む。)であること。

科目	範囲	時間
安全管理	・企業経営と安全 ・安全管理者の役割と職務 ・総合的な安全衛生管理の進め方 ・安全活動 ・労働災害の原因の調査と再発防止対策	3時間
事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。以下「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等」という。)	・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ・労働安全衛生マネジメントシステム	3時間
安全教育	・安全教育の実施計画の作成 ・安全教育の方法 ・作業標準の作成と周知	1.5時間
関係法令	・労働安全関係法令(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の関係条文を含む。)	1.5時間

(略)

H18 厚労省告示  
第 24 号より

## 2 第2号関係

(略)

### イ 講師養成講座

(ア) 講師養成講座は、次の表の科目及び範囲についてそれぞれ同表に定める時間以上行われるものであって、講師養成講座を適切に行うため必要な能力を有する講師により行われるもの(施行日前に行われるものを含む。)であること

科目	範囲	時間(分)	
		講義	演習
安全管理者の職務と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業経営と安全</li> <li>・安全管理者の役割及び職務とその問題点</li> <li>・総合的な安全衛生管理</li> <li>・安全活動</li> <li>・労働災害の原因の調査と再発防止対策</li> </ul>	30	180
		80	
		40	
		20	
		80	
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置</li> <li>・労働安全衛生マネジメントシステム</li> </ul>	180	120
		120	120
安全管理者教育の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導及び教育の方法</li> <li>・作業標準の作成と周知</li> </ul>	90	
		90	
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全関係法令(労働者派遣法の関係条文を含む。)</li> </ul>	270	
教育技法演習 (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導案の作成</li> <li>・役割演技(個人発表等)</li> <li>・役割演技(全体討議)</li> </ul>		130
			10/回
			20

(注)「教育技法演習」の「指導案の作成」については、受講者各人に安全管理者選任時研修の科目の範囲の項目の中から1項目を選定し、これらについて指導案等の作成を行わせること。

また、「役割演技(個人発表等)」については、受講者全員に対して課題の発表を行う機会を確保し、各人が行う発表及びこれに関する講師の講評、他の受講者のコメント等を併せて1回当たり10分を確保すること。